

私立大学図書館協会東地区部会研究部細則

(昭和 29 年 4 月 1 日 制定)
(昭和 34 年 5 月 8 日 改訂)
(昭和 34 年 10 月 14 日 改訂)
(昭和 44 年 2 月 18 日 改訂)
(昭和 63 年 6 月 28 日 改訂)
(平成 7 年 8 月 2 日 改訂)
(2000 年 6 月 9 日 改訂)
(2004 年 6 月 18 日 改訂)
(2017 年 6 月 9 日 改訂)
(2022 年 6 月 16 日 改訂)
(2023 年 6 月 15 日 改訂)
(2024 年 6 月 13 日 改訂)
(2025 年 6 月 13 日 改訂)

- 第 1 条 この細則は、私立大学図書館協会会則（以下「会則」という。）第 29 条第 1 項第 3 号、第 33 条に基づいて、私立大学図書館協会東地区部会（以下「東地区部会」という。）に研究部を設置し、事務所を東地区部会研究部担当理事校（以下「研究部担当理事校」という。）に置くことを定める。
- 第 2 条 研究部は、会則第 33 条の目的達成のために次の事業を行う。
- ① 研修事業の実施
 - ② 研修報告大会の開催
 - ③ 報告書の発行
 - ④ 西地区部会研究会との連絡、情報の交換
 - ⑤ その他研究部の目的達成に必要な事項
- 第 3 条 研修事業は、東地区加盟校館員の資質の向上を図るために研究部で年間計画を立てて実施する。研修事業の実施にあたり、東地区加盟校の要望などを踏まえて検討することとする。
- 第 4 条 2 研修報告大会は、研修事業での成果発表及び研究部の事業についての報告その他を行う。研修報告大会の実施は、対面・オンライン等の形式は問わないものとする。
- 第 5 条 報告書は、第 2 条の各事業の状況及び研修成果を発表するもので、研究部担当理事が編集の責任に当たる。
- 第 6 条 研究部には、次の役員を置く。
- ① 研究部担当理事 1 名
 - ② 運営委員 5 名以上 9 名以内
(東地区部会役員校 2 名、東地区加盟校 3 名以上 7 名以内)
- 第 7 条 研究部担当理事には、研究部担当理事校の代表者が当たり、研究部を代表し、かつこれを統轄する。
- 第 8 条 運営委員は、隔年 4 月東地区加盟館から研究部担当理事が推薦し、東地区部会役員会の承認を得た上、研究部担当理事をたすけて研究部の運営に当たる。

第 9 条 研究部には、その運営を円滑ならしめるため、運営委員会を置く。

第 10 条 運営委員会は、研究部担当理事が招集し、次の事項を行う。ただし、必要に応じて研修事業関係者あるいは当該研修報告大会会場代表者の出席を求めることができる。

- ① 研究部の事業計画
- ② 研修事業に関する連絡、情報の交換の企画運営
- ③ 研修報告大会の運営に関する事項
- ④ 研究部報告の編集、発行
- ⑤ その他研究部の運営に関する事項

第 11 条 研究部の経費は、東地区部会の助成金及びその他を充てる。ただし、必要に応じて実費を徴収することができる。

第 12 条 研究部の運営について必要な事項は、別に定めることができる。

第 13 条 本細則の改廃は、東地区部会総会の承認を要する。

附 則

- 1 本細則は昭和 29 年 4 月 1 日よりこれを実施する。
- 2 本改訂細則は昭和 34 年 5 月 8 日よりこれを実施する。
- 3 本改訂細則は昭和 35 年 10 月 14 日よりこれを実施する。
- 4 本改訂細則は昭和 44 年 2 月 18 日よりこれを実施する。
- 5 本改訂細則は昭和 63 年 6 月 28 日よりこれを実施する。
- 6 本改訂細則は平成 8 年 4 月 1 日よりこれを実施する。
- 7 本改訂細則は 2001 年 4 月 1 日よりこれを実施する。
- 8 本改訂細則は 2004 年 6 月 18 日よりこれを実施する。
- 9 本改訂細則は 2017 年 4 月 1 日よりこれを実施する。
- 10 本改訂細則は 2023 年 4 月 1 日よりこれを実施する。
- 11 本改訂細則は 2023 年 6 月 15 日よりこれを実施する。
- 12 本改訂細則は 2025 年 4 月 1 日よりこれを実施する。
- 13 本細則の改訂に伴い、私立大学図書館協会東地区部会研究部研修委員会規則（昭和 56 年 4 月 1 日制定）は廃止する。
- 14 本改訂細則は 2025年6月13日よりこれを実施する。